

中央区観光協会 宛

## 画像・ネガ 貸出し申請書

## 1. 使用目的（具体的に）

--

## 2. 希望写真（観光写真コンクール入賞作品からお選び下さい）

パンフレット種類	年度	ページ	写真タイトル
写真コンクール			

合計枚数 枚 ※貸出しは1回5枚まで

## 3. 提供方法（ご希望の提供方法に○を付けて下さい）

データ ・ CD-ROM ・ ネガ

- ※ データ送付の場合は、『メール』又は『宅ファイル便』などで送信いたします。
- ※ CD-ROM や USB については予めご持参下さい。
- ※ ネガの場合は、観光協会窓口にて貸出しいたします。二週間以内にご返却下さい。

## 4. その他（連絡事項等）

--

## 5. ご連絡先

会社名	
ご住所	〒
担当者氏名	印
電話番号	
メールアドレス	@

## 注意（必ずお読み下さい。）

- ・ 刊行物等の場合、奥付や写真キャプションに「写真提供：中央区観光協会」と提供元を必ず表記して下さい。また、完成した刊行物等は **1部を観光協会まで送付**して下さい。
- ・ 企画概要書または過去の刊行物（コピー可）を、当申請書とともに送付して下さい。
- ・ 二次転用は厳禁といたします。
- ・ 『画像・ネガ貸出し規定』を必ずお読み下さい。

連絡先 中央区観光協会

〒104-0061 中央区銀座 1-25-3 京橋プラザ 3 階 電話 03-6228-7907 FAX03-6228-7908

メールアドレス：[info@chuo-kanko.or.jp](mailto:info@chuo-kanko.or.jp)

受		貸		返		掲	
付		出		却		載	

## 中央区観光協会 画像・ネガ貸出し規定

### 1. 画像データ・ネガの使用目的

観光写真コンクール作品（2008年度から現在のもの）の画像データ・ネガは中央区の観光PRの目的での使用を許可しております。当協会において不適切と認める使用及び「4禁止事項」に抵触する使用目的の場合は許可いたしません。

### 2. ご利用について

- (1)本規定に従って『貸出し申請書』に記入の上、申込みください。
- (2)申込内容について、当協会において審査させていただきます。承認には3日程度の期間を要します。
- (3)許可された方には下記の方法で画像データ・ネガを貸し出します。

#### <画像データ>

画像データ送付は『メール』または『宅ファイル便』などで送付いたします。なお、USBやCD-ROMにコピーする場合は、観光協会の窓口での対応となります。

#### <ネガ>

観光協会の窓口での貸し出しとなります。※ネガの貸し出し期間は二週間とします。なお、ネガは慎重に取り扱ってください。

- (4)利用に際しての料金は無料です。
- (5)画像・ネガの貸出しは、一回に5枚までとなります。
- (6)完成した刊行物等は1部を当協会まで送付してください。

### 3. クレジット表記

ご利用の際には当協会のクレジット名を明示してください。

#### <クレジット名>

日本語：「写真提供：中央区観光協会」

英語：「foto: Chuo City Tourism Association」

### 4. 禁止事項

観光写真コンクールの画像データを基に、以下の行為を行うことを禁止します。この条項のいずれかに違反した場合または第1項の目的と異なる使用の場合は、当協会はその使用を差し止め、利用者負担で回収と破棄を要求することができるものとします。

- (1)観光写真コンクールの画像データを利用することにより不正や誤解を招く行為、名誉を毀損する行為、もしくは公序良俗に反する行為
- (2)写真素材自体に商品性が依存するものへの利用（デジタルデータ集、葉書、カレンダー等）
- (3)使用者以外が素材を賃貸やその他二次利用できるような形で流出・販売
- (4)第三者への配布・複製等の行為
- (5)観光写真コンクールの写真に直接リンクを貼付するもの
- (6)画像・ネガの加工（トリミング・色調調整等）

### 5. 著作権

掲載写真の著作権はすべて当協会に帰属します。著作権の侵害に当たる行為は固く禁じます。ただし、当協会では写真に写っている人物、商品、建造物、場所などについての肖像権、商標権、著作権、特許権は持っていません。万一、これらの権利について紛争、または写真の使用によって第三者と生じた紛争については当協会では責任を負いかねます。

### 6. 注意事項

本規定による貸出は「使用目的」欄に記載の出版物等について1回の使用を許諾するものであり、再版ならびに同一用途でもデザイン等を変えるときは改めて申請が必要となります。

### 7. 規定の遵守

本規定を遵守頂けなかった場合は、今後貸し出さないことがあります。